

奈良県告示第二百七十三号

昭和三十九年四月奈良県告示第八号（鳥獣保護区の設定）の一部を次のように改正し、平成二十六年十一月一日から施行する。

平成二十六年十月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

三中「平成六年十一月一日から平成二十六年十月三十一日まで」を「平成二十六年十一月一日から平成三十六年十月三十一日まで」に改める。